

2022年11月12日

専門医・専門技師認定および認定施設の申請資格基準の追加について

認定・試験委員会委員長 鈴木信哉

安全対策委員会委員長 高倉照彦

専門医・専門技師認定および認定施設の申請資格については高気圧医学専門医制度規則および高気圧酸素治療専門技師制度規則で別紙のとおり定められています。認定施設基準に症例数及び治療回数を定め、その上で専門医及び専門技師申請資格に治療経験としての症例数を定める必要があるとの意見があり、認定・試験委員会で検討して追加の基準案を作成致しました。この基準案が2022年10月29日の理事会および社員総会にて承認されましたので会員の皆様にお知らせ致します。

【追加される申請資格基準】

- 認定施設：年間 10 症例もしくは年間 50 回以上の治療を実施していること
- 専門医　：2 年間で 10 症例以上の経験を有するもの
- 専門技師：2 年間で 10 症例以上の経験を有するもの

上記の追加となる申請資格基準は高気圧医学専門医制度規則および高気圧酸素治療専門技師制度規則の変更について次回の理事会および社員総会で承認された後に 2024 年 3 月（申請期限は 2024 年 1 月末日）から適用されることとなります。

以 上

専門医・専門技師認定および認定施設の申請資格に関する規則

● 高気圧医学専門医（専門医）認定の申請資格

【高気圧医学専門医制度規則】

第 4 章 高気圧医学専門医認定申請の資格

第 6 条 高気圧医学専門医の認定を得ようとする者は、次の各項に定める資格を

すべて満たさなければならない。

1. 医師免許取得後、別に定める関連学会(別表 1)の認定医ないし専門医であること。
2. 高気圧酸素治療と潜水医学に関して深い知識と経験を有すること。
3. 申請時において、引き続き 3 年以上、本会会員であること。
4. 本会の認定施設あるいはそれに準ずる施設において、細則に定める期間の高気圧酸素治療勤務歴を有すること。

【高気圧医学専門医制度細則】

第 3 章 高気圧医学専門医認定申請資格の基準

第 8 条 高気圧医学専門医になろうとする者は、規則第 6 条に定める以外に、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2 年以上の高気圧酸素治療の実地経験(実務経験)を有すること。
2. 本会が定める専門医研修講座を申請前の 3 年以内に受講していること。

● 高気圧酸素治療専門技師（専門技師）認定の申請資格

【高気圧酸素治療専門技師制度規則】

第 4 章 専門技師認定申請の資格

第 7 条 専門技師の認定の審査を申請する者は、次の各項に定める資格を満たす者とする。

1. 申請時において、引き続き 2 年以上、本会会員であり、且つ臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師であること。
2. 臨床工学技士又は看護師においては 2 年以上の臨床経験を有し、准看護師においては 3 年以上の臨床経験を有すること。
3. 高気圧酸素治療専門技師制度施行細則(以下「細則」という。)に定める期間

の高気圧酸素治療の臨床経験を有する者(勤務者)又は、それと同等の学識と技術を習得した者であること。

【高気圧酸素治療専門技師制度細則】

第3章 専門技師認定申請資格の基準

第8条 専門技師になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2年以上の高気圧酸素治療の臨床経験(実務経験)を有すること。
2. 本会が定める教育集会の基礎編と臨床編を申請前の3年以内に受講していること。

● 認定施設の申請資格

【高気圧医学専門医制度規則】

第9章 高気圧酸素治療の認定施設の資格

第16条 本会は、次の各項の条件を満たしており、高気圧医学専門医の育成にふさわしい高気圧酸素治療施設を、認定施設として認定する。

1. 当該施設の責任者は原則として本会が認定した高気圧医学専門医であること.
2. 本会が認定した高気圧酸素治療専門技師が勤務していること.
3. 当該施設が高気圧酸素治療安全協会に加入していること.